

宗教法人の行う主な事業と消費税の課税、不課税等の一覧表

	事業の内容	課税、不課税等の別
イ	葬儀、法要等に伴う収入戒名料、お布施、玉串料等)	不課税
ロ	お守り、お札、おみくじ等の販売	不課税
ハ	絵はがき、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等の販売	課税
ニ	永代使用料を受領して行う墳墓地の貸付け	土地の貸付けに係るものは非課税
ホ	墓地、霊園の管理料	課税
ヘ	駐車場の経営	課税
ト	土地や建物の貸付け	土地の貸付けは非課税、建物の貸付けは課税、ただし、住宅の貸付けは非課税
チ	宿泊施設宿坊等)の提供(1泊2食、1,500円以下)	不課税
リ	神前結婚、仏前結婚の挙式等の行為	
	a. 挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるもの	不課税
	b. 挙式後の披露宴における飲食物の提供	課税
	c. 挙式のための衣装その他の物品の貸付け	課税
ヌ	幼稚園の経営等	
	a. 幼稚園の経営	保育料・入園料・入園検定料・施設設備費等は非課税
	b. 制服、制帽等の販売	課税
	c. ノート、筆記用具等文房具の販売	課税
ル	常設の美術館、博物館、資料館、宝物館等における所蔵品の観覧	課税
ヲ	新聞、雑誌、講話・法話集、教典の出版、販売	課税
ワ	茶道、生花、書道等の教授	課税
カ	拝観料	不課税

注 1 不課税とはそのものの性質上消費税の課税の対象とならないものをいい、非課税とは本来的には消費税の課税の対象となるものですが社会政策的見地等から課税されないものをいいます。

2 イ、ロ、チ、カについては、原則として不課税です。

3 ハの「線香、ろうそく、供花」の販売のうち、参詣に当たって神前・仏前等に献げるために下賜するものの頒布は不課税です。

4 上記事業のうち不課税となる事業収入は、特定収入に該当します。